

# 「農空間ライフレーション事業」仕様書

## 1 事業名

農空間ライフレーション事業

## 2 事業目的・概要

大阪府では、農業の担い手が減少するなか、幅広い府民の参加により、農空間の持つ多様な機能を維持・継承していく必要があることから、現在、府民がより気軽に農空間での活動に参加できるよう情報の発信や農空間に関わりたい府民や企業、学生と農空間の保全に取り組む団体とのマッチングを支援する「おおさか農空間づくりプラットフォーム事業」を実施している。

しかし、コロナ禍によりライフスタイルに変化が生じ、新たな時間の使い方として「農」にふれ合う機会が求められるなど、新たな府民ニーズに見合うマッチングには、これまでの取組みや個々の企画、情報発信だけでは限界が生じている。

このため、活動団体（農空間の保全に取り組む、おおさか農空間づくりプラットフォーム登録団体）の活動を活性化させる企画及び府民が農にふれる機会を創出する企画の立案、並びに情報の一括管理と効果的な発信を行うポータルサイトの作成・運営を行う。

## 3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金曜日）まで

## 4 委託上限額

2,500,000円（税込） ※本事業を履行するのに必要なすべての経費を含む

## 5 委託業務内容及び提案を求める事項

### (1) 下記ア、イに係る企画・立案

ア おおさか農空間づくりプラットフォーム登録団体の活動を活性化する企画・立案（2案）

イ 府民に農にふれる機会を創出する企画・立案（2案）

#### 【提案を求める事項】

- ・ア 活動を活性化するための企画のコンセプトと期待される効果について、提案してください。提案には、団体の活動に府民が継続して参加する仕組みを盛り込んでください。
- ・イ 府民に農にふれる機会を創出する企画のコンセプトと期待される効果について、提案してください。提案は、ライフスタイルの変化を踏まえた内容としてください。
- ・提案いただく企画のコンセプトはアで1つ、イで1つとしてください。
- ・受託後の企画・立案にあたっては、大阪府が指定する4団体について実現可能なものになるようにしてください。なお、企画の実施に際しては活動団体に適宜助言等を行ってください。  
※受託後の企画・立案は上記ア、イで計4案とし、1案あたり1団体作成してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮した提案としてください。

## (2) ポータルサイトの構築

### ア システム構築

#### ① システムの採用について

- ・事業終了後は、大阪府職員等がシステムの運用（コンテンツの追加・編集・削除、アクセス件数の分析等）を行えるよう、CMS など直感的な操作が可能なシステムを、現在、一般的に利用されているシステムの中から採用すること。また、運用にあたって、パソコンへの特殊なソフトウェアのインストールが必要なもの、システムの維持に高額なランニングコストが発生するものは採用しないこと。

#### ② 掲載項目の設定について

- ・掲載項目の設定にあたっては、活動団体の活動情報だけでなく、幅広い府民が大阪府の農空間に興味を持ち、参加を促す項目とすること。
- ・ターゲットを明確にした掲載項目とすること。

#### ③ 拡張性の確保について

- ・ポータルサイトの掲載数は、事業終了後に活動団体が新たにポータルサイトへの掲載を希望した場合に対応するため、拡張性を確保すること。

#### ④ システムの仕様について

- ・可能な限り多くのブラウザで閲覧可能なものとする。
- ・運用開始後、ポータルサイトへのアクセス件数の集計や分析を行える機能を備えること。なお、アクセス件数データは、大阪府においてエクセル等の汎用ソフトのファイル形式で保管できるようにすること。
- ・ポータルサイトの公開に必要なレンタルサーバー等は、大阪府名義で取得すること。また、その維持に係る費用については、契約前に大阪府の確認を受けること。
- ・本事業の終了時には、レンタルサーバー等（ドメインを含む）の使用に関する権限を大阪府に移管すること。
- ・ドメイン名は、大阪府と協議のうえ、決定すること。
- ・システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ・定期的にバックアップ等を行い、障害が発生した際に最新の状態に復元できる設計にすること。

### イ インターフェースデザイン

- ・大阪府の農空間に興味を持ってもらえるようなデザインとすること。
- ・スマートフォン等のモバイル端末でも利用しやすいように工夫すること。
- ・アクセシビリティに配慮した設計にすること。
- ・ポータルサイトを大阪府が広く周知することも留意してください。

【例 ポータルサイトの画面をフライヤーに活用する等

※大阪府が都市部のイベント会場や大阪府ホームページ、SNS 等での周知を検討しています】

## ウ 運用・引き渡し

- ・ポータルサイトは、年内に試行運用を開始すること。
- ・ポータルサイトの運用開始後に発覚した不具合には、速やかに対応すること。
- ・事業終了後は、大阪府職員等がポータルサイトを運用（コンテンツの追加・編集・削除、アクセス件数の分析等）していけるよう、専門知識のない職員でも理解できる内容で、運用マニュアルを作成するとともに、職員に対する操作説明会を1回以上実施すること。

### 【提案を求める事項】

- ・採用するポータルサイトについて、親しみやすい名称を提案してください。また、提案した理由をお示しください。
- ・掲載項目は、活動団体の紹介だけでなく、幅広い府民が大阪府の農空間に興味を持ってもらい、参加してもらえる視点から提案してください。
- ・掲載項目は、提案した理由（ターゲットや効果）をお示しください。
- ・活動団体が、迅速にポータルサイトに情報を掲載できる仕組みを提案してください。なお、運用において公開前に個人情報の取扱いや不適切な表現等をチェックできる仕組みを盛り込んでください。
- ・インターフェースデザインについて、大阪府の農空間に興味を持ってもらうための工夫を具体的に提案してください。
- ・見やすく、わかりやすく、利用者にとって使いやすいポータルサイトとするための工夫について、具体的に提案してください。
- ・事業終了後、大阪府職員等が円滑にポータルサイトを運用できるようにするための工夫について、具体的に提案してください。

### (3) (1)に掲載するコンテンツの作成

- ・(1)に掲載するおおさか農空間づくりプラットフォーム会員（農空間で活動されている最大26団体）のテキストコンテンツ及び画像コンテンツを作成すること。

おおさか農空間づくりプラットフォームの会員情報は下記ホームページ参照。

([https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei\\_seibi/pf/kaiinn.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/pf/kaiinn.html))

- ・活動団体に関する情報は、受託後、大阪府から提供します。  
なお、必要があれば取材することも可能です。（現地やオンライン等）
- ・コンテンツの作成にあたっては、活動に関するストーリーや魅力となる要素を引き出すことを重視すること。

※想定される魅力のキーワード

キーワード	例
食文化	・自然の美しさや季節の移ろい、正月などの年中行事、地域の伝統行事（祭りや神社仏閣への奉納等）との関わり ・伝統的な食べ方（郷土料理等）
歴史的背景	・その地域での活動を始めたきっかけ
他地域との差別化	・ここ에서만しか出来ないこと

- ・撮影した活動写真は採用しなかったものも含めて、大阪府に提出すること。大阪府は、提出された写真を大阪府の SNS やホームページで利用することがある。

【提案を求める事項】

- ・活動団体の魅力を最大限に引き出すための工夫について、具体的に提案してください。

#### (4) 事業の実施計画及び打合せ

- ・事業計画書を作成し大阪府の承諾を受けること。
- ・業務の各段階において打合せを行うこと。
- ・事業を実施していく上で十分な運営体制が整備されていること。

【提案を求める事項】

- ・事業の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。
- ・事業実施スケジュールについて提案してください。
- ・過去(5年以内)に、地域の活性化に取り組んだ事業及び HP や印刷物など情報発信を行った事業の成果を明記してください。

## 6 委託事業の実施上の留意点

### (1) 経費について

- ・本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

### (2) 著作権及び個人情報の保護等について

- ・本事業の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、大阪府に帰属するとともに、本事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、制作するポータルサイトで使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- ・ポータルサイトの名称については、商標登録の確認を行うこと。

### (3) 再委託について

業務の主要な部分や契約金額の相当部分を、他の法人等に再委託することは認められないが、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待されるときは、大阪府と協議し、承認を得ること。

◆承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、大阪府に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、大阪府の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、大阪府の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託業務であることを説明し、本委託業務の関係書類等を本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、大阪府からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を大阪府に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、業務が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

(4) その他

- ・受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・提案事業の実施にあたっては、受注者は大阪府と事前に十分協議して進めていくこととし、その事業開始内容の最終決定に際しては、大阪府は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

7 委託事業完了後の提出物

- ・受注者は、事業終了後速やかに、事業で実施した業務について、その内容・結果等を記載し、以下のものを大阪府に納品すること（詳細は別途協議とする）。
  - (1) 事業完了報告書
  - (2) ポータルサイトの大阪府向けの運用マニュアル
  - (3) その他大阪府が指示するもの

#### 【納品形態】

- ・ (1) (3)については、各1部を紙媒体で提出すること。また、電子データをCD-R又はDVD-Rにより1部提出すること。
- ・ (2)はA4版を基準として紙媒体で2部提出すること。また、電子データをCD-R又はDVD-Rにより1部提出すること。

#### 8 委託事業の実施状況の報告

- ・ 受注者は、契約締結後、月に1回以上、本事業の実施状況を書面により大阪府に報告すること（報告様式は府と協議のうえ、決定する）。
- ・ 受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・ 大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

#### 9. 書類の保存

- ・ 受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

#### 10. その他

- ・ 受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・ 受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・ 受注者は、見積りの詳細について、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ・ 受注者は、関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・ 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、大阪府と受注者で協議の上、業務を遂行すること。